

加役方人足寄場について(2)

丸山, 忠綱 / Maruyama, Tadatsuna

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1956-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010658>

加役方人足寄場について(二)

丸山忠綱

- 一、はしがき
- 二、人足寄場設立当時の社会情勢
- 三、人足寄場設立の事情
- 四、無宿の収容(以上前号)
- 五、設備及び掛役人
- 六、手業及び待遇(以上本号)
- 七、教誡方法―石門心学の採用
- 八、積放及び爾後の措置
- 九、罰則
- 十、経費
- 十一、人足の実例
- 十二、常州上郷村寄場、函館寄場
- 十三、寄場制度の変遷及び終焉
- 十四、まとめ

五

既にのべた如く、石川島人足寄場の敷地はもと石川大隅守の屋敷のあつたところで広さは一万六千三十坪であつた。そのうち寄場そのものは三千六百坪を占めており、残り一万二千四百坪は大体沼沢地で、殊にそのうち六千坪は一寸した上潮の時に一面に海水にひたされてしまい、大潮や風雨の節にはかなり波当りの強い場所であつた。註(21)寛政三年(一九一七)更に隣接せる石川八左衛門島も又、寄場附屋敷(―附属地)とされた。註(22)この広さは一万六千七百坪余あり、うち四千六百坪余は町人に貸して空米会所後には薪、炭貯蔵所、物置場となつていた。註(23)又、二千坪余は人足達の野菜畠であつた。註(24)

さて、人足寄場の外囲の丸太矢来の延長は二百四十九間五尺七寸、あるいは二百六十八間などの数字が残されているから、まず二百五、六十間と見てよからう。註²⁵時代は下るが安政三年(一八)八月二十五日の江戸の大暴風の際、ここも七分通りの大損害を蒙つたのであるが、その時の「寄場破損ヶ所書付」なるものによつて、その当時の施設規模が判る。それによると次の如くである。

	建坪	25
	82.25	
全潰	役所 1棟	24.1
	人足共飯米仕立所 1棟	7.5
	〃 湯小屋 1ヶ所	85.5
	〃 手業場所 2棟	260.1
流失	油製所 1棟	18.1
	菜種入置場 1棟	32.1
	舟頭小屋 3ヶ所	23.1
	物置 2ヶ所	
同上	外構丸太矢来	268間
	陶器焼立場	
半潰大破	鉄炮製作場	
	仮役所 1棟	31.75
	人足共米麦春立場 1棟	58.1
	油絞新小屋 1棟	46.1
大破	差配人並舟頭小屋共 4ヶ所	31.5
	菜種蔵 1棟	78.1
	油蔵 1棟	15.1
	表門 1棟	22.25

勿論この中には、設置当初には存在しなかつた建物もあるのであるが、概して言えば役所の占める割合は小であつた。大田蜀山人の「一話一言」に見える図は寛政年中のものと考えられ、当初の様をうかがうには恰好のものである。

それによると、役所は場内の中央部に近いところであり、この役所によつて、大きく三部分に分けられており、人足の居住、仕事をすゝる場所はこの中の二つを占めている。そうして、二間半に八間の長屋三棟が細長く一線上に並び、二間半に長さ七間半の長屋二棟が門の両側に連つていた。他の一つの部分に炭団製造所及び蛤粉製造所の二棟があつた。なお別に人足収容長屋の劃内に女置場、病人置場がそれぞれ別棟で存在していた。「一話一言」の図では収容長屋を細かに区切つて、紙スキ、カチヤ、カゴヤ、ヤネヤ、竹笠、ホリ物、元結、草り、繩細工、百姓、等々の記入がある。百姓や、屋根屋は、この収容長屋は全くの寝所と考へてよいが、その他の職業では、当時はそこが同時に手業場であつたと考へてよからう。「宝曆現来集」によると、「一番部屋より六番部屋迄、罪の軽重にて部屋を分置く」定めであつたと云うが、これは文政末年天保初年の状態を言つたものであろう。年代不詳の「人足寄場配置図」(国会図書館蔵)によれば、一番から七番迄の人足部屋が見えているし、佐久間長敬の「清陰筆記」にも部屋は七番迄あり、八

番部屋を病室にあてたとあるから、その後更に一棟建増しされたものであろう。幕末期の状態では、各室四間に三間半、三方は板羽目、表口は三寸角の格子戸で、定員は四十名であつた。註26天保十三年(一八)暮から同十四年春にかけての、鳥居甲斐守忠耀や、遠山左衛門尉景元の間で取交わされた一連の文書によると、次のような事情が有する。即ち天保十三年当時において、同七年の饑饉来漸次入所者が増加した結果、遂に四百三十余人になつたので寛政以来の人足部屋では足りなくなつて一棟新規に建増をした。ところがそれでも足りず混雑状態を呈するようになって来たから、更に建増しもせねばなるまいと思われるが、町奉行所の方から差廻しにする人足どもについてもしかるべくこの点配慮ありたしと云うのである。註27この天保十三年暮迄に一棟建増しされていたと云うのが、七番部屋ではなかつたかと思われる。その後、更に必要に迫られて遂に増築するに至つた棟が、人足寄場配置図において新部屋と記されているものはなからうか。新部屋の建築の年は明かでない。註28

前述の安政三年の洪水被害調査報告書によれば、人足共手業場所二棟八五・五坪とあるが、ここでは大工、建具、差物、塗師等種々の手業を営ましめたもので、人足寄場配置図に見える炭団干場、米春場(安政三年の被害届けによれば建坪五十八坪)、図面片隅構外に「是々油絞部屋」とある油絞り場、また安政三年洪水被害調査書に油絞小屋二棟会所向とも二百六十坪と見えるものなどは、当時謂わゆる手業場と云う觀念の中に入つておらなかつたらしい。当時、特別手業のなかつた入所者は春米、絞油、炭団製造、蕪細工などに従事せしめた趣が江戸会誌に見える。油絞りは素人にでも出来る仕事であつたのであろうが、それとともに天保の頃から菜種油の重要性がまして来たことにも原因がある。註29安政三年の頃には、既に油絞新小屋一棟四十六坪さえ増設されていた程である。註30

女性に関して云えば、前項で一寸ふれておいたように、寄場開設当初には一話一言の図に見えるような女置場が設けられていたのであるが、中途から女性の入所する者がなかつたために、自然に廃れていた。それが、幕末に至つて復活され、この時には女性に適した手業が課せられることとなり、人足寄場配置図に見られる如く、女部屋、後には女手業場を加えての二棟となつて実現したのであつたらう。註31

このような施設で、その収容力は六百人を以て限度としていた。寛政五年(一七)一箇年間の平均収容人数百三十二人(九三)四分七厘余、註32文化十四年(一八)年平均百三十二人余註33、文政五年(一八)九月当時、百四十六人註34、天保十三年

(一八) 当時四百三十人余(註35)、同十四年三月当時五百三十一人(註36)、弘化元年(四四)二月当時六百余人(中、追放刑入所者二百四十人)、(註37)同二年平均五百八人一分八厘余(註38)と云う實際上の数字が残されている。これは既述の如く、入所者の範圍変更の上で云う第四期即ち水野忠邦の天保改革の結果、ここに送られる者の激増したあとを明瞭に物語っている。収容限度を超過した場合は、当分溜預けとしたことが文化十年(一八)幕の史料によつてうかがえるが(註39)、いつも同様の扱いであつたか否かは明かでない。

さて次に掛役人についてみると、創設當時は専ら事に當つた長谷川平藏が管理の任につき、単に取扱いと唱えていた。建策者であつた彼は人足寄場のことについてはかなり専断的にその権を振つたものの如くである。三年後の寛政四年六月四日取扱いを免ぜられ(註40)、村田鉄太郎が徒目付から転じて新たに人足寄場奉行に任ぜられ、爾來廢止に至る迄寄場奉行がおかれ、寄場管掌の任に當つた。もと、寄場奉行は作事下奉行格、役高百俵、役扶持十口であつたが、寛政六年(一七)二月改めて大工頭格とし、役高二百俵、役扶持二十口を給せられた。若年寄の支配に属していたが、慶應三年(一八)六月勘定奉行の所管に移された。この下に役所詰元締役同心なるものが三人あり、小普請世話役格で高五十俵三人扶持であつた。(註41)安政武鑑には元締役五人とある外に御役金五両とある。役金のこととはそれ以前の史料にも御手当金三両とか五両とか見えているものが多いが、これがそれに當らう。(註42)元締役は一名ずつ宿直し、大休一切の監督庶務に従事した。(註43)それよりも問題になるのは安政武鑑、万延武鑑などに見える吟味役一人、百俵七人扶持なるものである。元締役の二名増と云い、更に寄場奉行と元締役の中間に吟味役一名の設けられたことと云い、幕末風雲急なるに當つて、幕府の綱紀を張つてみせ、あるいはともすれば反幕的行動に出でんとする者の混入の恐れある無宿人に対し幕府が気を配り、寄場にある意味で力を注ぐに至つたことを示すものに外なるまい。この元締役の下に、計二十九人に達する下役同心がおかれていた。その内訳は手業掛三人、見張鍵役三人、畑掛一人、油絞方掛八人、春場掛三人、蠟燭灰製造掛一人、新見張番所掛二人、門詰八人であり、各二十俵、二人扶持であつた。天保十三、四年当時の調べによると、これらの外、その筆頭に「役所詰」なるものが三人あることになつており、合計三十二人である。(註44)これらの役は隔日に宿直し、不寝番をも勤め、人足の取締、授産、戒護等の任に當つた。(註45)

そうして職員には、朝、昼は一汁一菜、夕は一菜の食事を給し、又、下役同心には、その出勤日数に応じ、一日銀一匁の割合で手当を給与した。それらの費用は一切寄場経費のうちから出された。(註46)特別の場合には御褒美(臨時賞与)が出たこともある。(註47)

また別に寄場差配人が二人または一人おかれていた。これは人足釈放前後の保護、手業場、部屋内の見廻り、賄方諸負などのことに当たつたものである。元来これは町方より召抱えられたと云うものではなく、曾て寄場人足であつた者で改惨の情著しく、働きもある者が特別取立てられ、寄場の費用を以て、町中に店を持たせられ、毎日寄場役所に出勤して、人足の氣持を理解しうる先輩として、前記のような仕事に當つていた特殊なものであつた。文化十四年(一七八)以降はシケの時の不便その他の理由から附屋敷内三十余坪の、舎屋を貸与するようになった。この差配人なるものはいつからおかれたのか明かでないが、人足寄場開設後七、八年にして既に、この地位に任ぜられた者が現われたらしい。更に享和元年(一八一)三月に取立てられた宇兵衛なる男が出て差配人は二人と云うことになつたが、前の男は、その翌年死亡し宇兵衛一人となり、爾来文化十四年の時はまだこの男が元氣で仕事に當つていたのである。(註48)

その外、医師二人あり、病人次第で毎日又は隔日に來診した。(註49)三人扶持(時に人足の中に医術の心得ある者あつてこれに診察、授業せしめたこともある)。(註50)心学教師一人。これについては後述する。

さらに下男及び船頭若干名があつた。船頭は給金三兩二分、二人扶持であつたが、母子あるものは四兩、二人扶持と改められた。又、当分一箇月銭一貫文の給料であるものもあつた。船頭の多くはもと寄場人足にして、取立てられたものであつた。(註51)

以上のような寄場本来の諸役に対し、側面からこれを牽制する役員がおかれていた。これは江戸幕府の役制における特色のあらわれであつた。即ち寄場には、町奉行の目代として南北与力二人が、隔日交代に出役して見廻り役をつとめたが、寄場見廻りの任に當るのは与力中の末輩、若年者、新参者で、これを番方与力と称した。(註52)又、町奉行組同心中に人足寄場掛が命ぜられ、南北両組から隔日に一人ずつが常務として勤務した。

更にまた、徒目付二人、小人目付四人が定詰となり、毎日その半數宛が朝五ツ半から、夕七ツ時過までここにつめていた。(註53)このような謂わば監査の役人に対してさえも、幕末には賄賂が遣われたこともあつたらしい。(註54)

寛政二年二月二十六日附の松平定信の御渡し註53なるものを見ると、その第一条に

一、人足之作業之義ハ勝手次第得手之義を為レ致可レ申候

とあり、第八条には

一、人足共追々相増候節、御藏人足、其外御普請場川浚等之場所江ハ差出し候様いたし、其外も遣方心附候義は追々

可レ被_レ申聞_二候

と見えている。これは設立当初の方針であるが、別に場内、場外の作業を何々と限定しておつた訳ではなく、本人々々の得意を活かし、追々その範圍を拡大して行つたものようである。場内における手業は設備を要するものもあるので百般の業種に互ふことは到底不可能であつた。前にもふれた一話一言の図中に記されている手業の種類は、紙スキ、カヂヤ、カゴヤ、ヤネヤ、竹笠、ホリ物、元結、草リ、繩細工、百姓、ヤリ、銭サジ（銭差）、タバコ、カミ結、大工、左官、人足、米ツキ、蛤粉製造、炭団製造等であり、更には建具差物、塗物、米春、油絞、袋張り、陶器製造、特殊なものとしていつからかは明かでないが鉄砲製作註56などもあつた。「公事余筆」理によると、この外、たか掛（籬かけ）などもあり、渡船の船頭働き、繩細工と云う中のわらじ製造、人足と云う中の土の鋪ならし、あるいは、焚出し、汐にうちあげられた古木類をひろいあつめての風呂焚なども数えあげられている。同書には、手習師匠、料理人、芸者などはこまりものではあるがとりあへず寄場に収容するとあり、いざりなら繩ない、わらじつくり、女芸者は川岸で洗濯、座頭ならさしづめ炭団を丸めさすと伝えている。一般に女は人足の被服の裁縫、洗濯、つくろい、雑巾刺などに従事せしめたようである。註57宝曆現來集によれば、こうして人足達がつくり出した品物の出来がよろしい時は、それぞれ筋の間屋を差紙を以て呼び出し、好みに応じて之を引取らしめ、また出来の如何を問わず製品は買上げたと云う。労働時間は朝は五ツ時から夕の七ツ時迄であるが、仕事によつては払晝より、晩刻に及ぶ場合もあつた。註58休日には毎月一日、年末年始は暮の二十五日から正月三日迄、（なお神田川川浚等の特別の重労働があつた場合は正月七日迄休憩せしめたこともあつた。）お盆の七月十五、六日の両日、という定めであつた。註59

人足達はその日の手業が終了すれば日々入浴せしめられた。^(註60)

さて人足達の手業に対しては何れも劳逸の次第によつて賃金を与えた。本人の手業の成果たる製品が売れると、元入用ならびに一日の諸費用として半額は差引き、その残高の中一定割合で強制貯蓄(溜銭)させ、外は本人に手渡し定めであつた。そうして溜銭の貯金が十貫文に達するか、あるいは精励恪勤なる者は十貫文未満でも褒美金を与えて十貫文とし、たとえ引取人がなくとも放免した(寛政四年十二月規定)。^(註61)後にこの規定に多少の変更が加えられたことと思われるが、弘化四年当時の規定^(註62)によると、売払代金の二割は道具代として上納させ、残銀の三分の一を更生資金として強制的に積立てさせ、三分の二を月々十日目毎に三回に当人に渡すこととなつており、尤も仕事の種類によつては四分の一を積立て、四分の三を本人に渡す場合もあつた。また直接に製作品をうみ出さない仕事にあつても、それ相應の日当を与え、適当に溜銭させ三貫文に達するか、あるいは真面目に働く者はこれに満たなくとも、褒美手当を与えとにかく三貫文以上にして放免する規定であつた(寛政四年十二月定)。^(註63)その後に至つて仕事に精を出す傾向を馴致せしめんがために煙草銭なるものを支給した。その額は油絞り仕事においては、能率に應じて一日二十文から三十二文位の割合で月に二度程支給し、赦免の際は褒美銭として今迄に支給された煙草銭の四分の一位を与えた。油絞り以外の仕事だと、煙草銭は十日に一回支給。その額二百文を超えた場合は半分、二百文未満の場合は三分の一を前述のように強制貯金させ、放免の日に積立てたものを渡した(天保十五年当時)。^(註64)このようなやり方は今日の刑務所におけると殆んど変りがない。

「手業」という言葉もその時々によつて多少異つた意味に解されていたが、寄場においては多く特殊の手先の仕事、細工というように考えられていたようである。随つて既にのべたように油絞りなどには特別な手業をもちあわせない者が当てられた訳である。その外、こう云つた特別な手業のない者は場合によつては、日雇稼として場外で働かせるほか川浚を始めとし、道路、橋梁、官衙普請などの際の人足としても働かせた。^(註65)百姓の経験ある者はなるべくその経験を活かし、上郷村の人足寄場のあつた間は主としてここに送つて開墾に従事せしめたのであつた。附屋敷地の中二千坪余に寄場人足達の日々の食用に供すべき野菜類を栽培せしめたことは前述の通りである。

また寄場人足中追放刑に相当した者は入所期限があつたのであるが、大体こうした連中は満期前三ヶ月の頃から、外

使と称し、市中への買物使いなどの雑務にあたらせ、日用品の現金買出しあるいは製作品の運搬などをさせたという。「満期前三ヶ月」という数字は「日本近世行刑史稿」にいうところであるが、何を典拠としたものであるか明かでない。追放刑以外の人足は随時「外使」となっていたようである。

寛政四年十二月、寄場奉行村田鉄太郎の人足一同に対する申渡の中に既に、「外使」^{註66}なる言葉が見えているから寄場創設当初からの制度とは考えられる。しかしながら享和三年^(一八〇三)に寄場人足二名が逃亡してとらえられた際の書類に^{註67}「皂人は兼而外使申付置候処先市中ニ而買物致度段差添候下役江申偽逃去」つたとある。下役を差添えていたというからには「日本近世行刑史稿」に考えているような「信用制度」であつたか否か疑わしいといわねばならぬ。作業の中では、後期において最も重要な地位を占めたのは油絞りであつた。天保十二年^(一八一八)以前においては前述したような種類の手業と云つても、その一つ一つは極めて小規模なものに過ぎなかつた。その結果「手明之もの部屋内ニ而已罷在候而自然諸病相發し死亡之もの多罷成」つた実状であるが、天保十二年油絞りを開始してから、二三年の間に、大体毎日二百人程(各種の手業は合計して百人余)をこの仕事に吸収出来るようになった。それでもなお弘化元年三月^(一八一八)の頃において、「手明之もの式百人程も有之」る始末で、自然ごころごろしているだけで運動不足になり病気になる者も多かつた。^{註68}しからば最も多くの人数を吸収しえた油絞りが快適な仕事であつたかというに、事實は全くこれに反した。油絞りが多くの人員を吸収しえただけに勢いかなり苛酷な労働条件となつたので天保十五年五月に至り、人足七人が堪えかねて逃亡を計るという事件がおきた。事は未然に発覚したのであるが、その原因究明のため町奉行は直に御目付及び定廻りに対し祕かに探索すべく命を下した。その結果逃亡を企てた原因の主なるものは、油絞りの労働が余りにも重いこと、食料の給与がこの重労働に対しては不十分であること、寄場における二つの井戸による飲料水の水質が極めて悪いことの三点にあることが判明した。そこで労働過重の点はしばらくおき、他の二点は当然改善すべきものとして、食糧を増給し、飲料、炊事用水は上水を取寄せ用いるに至つた。そもそも油絞りは頭取一人、地柄搗向打兼二人、初煎と唱える菜種を煎る者一人、油一人計五人が一組をなして、仕事に當つていたのである。しかるに天保十五年二月中から頭取一人、地柄搗向打、初煎、油一人とも二人、都合三人を一組として、従来五人でしていた仕事を負担せしめるに至つた。そのため朝は六ツ時過から出て夕刻迄骨折つて働き、^{註69}地柄搗向打の役についた者の如きは寸

暇もえられず、盛相飯を掌にうけて、これを喫しつつ就役する実状であつた。(註の)もととは、代るがわるに食事をするのであるが、その時間も十分でないので、やむをえず飯を手拭に包み部屋の中にかくしておくものもあつた。随つてよほど身体のよい者でなくては堪え切れなかつた。しかも下役は毎日の油の出来高を調査し、ノルマに達しない者は不精から出ているものとして厳しく叱り、帯びている木刀でなぐりつけるようなことも屢々あつたのである。元來働き者で寄場人足になるような者は殆んどなく、人足の多くは怠惰者であるから、俄かに朝から晩まで働かされると節々が痛い。何とか休みたいといふので気分が悪いからとか、僅かの怪我を大げさに至つて早退をしようとする折檻をうける。お腹が痛いから休ませて呉れと申立てると、役所に呼びだし、仰向けにし、手足を押え、艾を徑一寸位にひねり懸に灸を握るので、とても真実の腹痛でなくては一日でも休むどころではなかつた。このような悪条件に加えて、天保十五年当時ここに寄場人足を喰い物にする所謂ダニのような存在があつたのである。それは寄場の対岸、靈巖島長崎二町目平六の店子、栄次という寄場人足あがりの男であつた。彼はもと布施村無宿であり、寄場に收容せられたが、非常に精動したため、下物金(褒美金)を貰い、釈放後も寄場にそのまま勤め、天保十二年当時油絞り事業を開始する頃から、いろいろ尽力し、寄場差配人もし、役人にとりいることも巧みであつたので、その気受もよかつた。彼は干肴その他、お菜になる物をつくつて寄場にもつて来ては人足達にうりつけた。人足達は腹のへるままに前後の考もなく十日または十五日目に支給される多葉粉錢を引あてに彼からいろいろのものを買食いし、多葉粉錢を貰つても右から左へ彼にとられ、その時になつて後悔しても及ばない有様であつた。また追放刑の適用をうけて寄場入りをした者は寄場内外の所用には使役せられなかつたので、それ以外の軽非者が外出(『外使』)となつて町中に便に出るような時に、それに依頼して買物をして来て貰う習慣であつた。外使となつたものは、それを利用して、八十文の品を買つて帰り、依頼者へは百文でうり、その差額十六文(これは云うまでもなく九六錢であるからである。)を手数料、利益として自分の懐に入れていた。寄場としては殆んど公然これを認めていたようである。

しかるに入用の品物はすべて栄次の手を経由しなくては栄次のうけかよくないし、外使となつたものも従来のようにすると栄次にひどく憎まれるので、自然、品物の購入依頼を断らざるを得なくなり、外使となつても、何らの利得も見られなくなつてしまつた。また栄次に依頼して入手した品物が、外出者に依頼した時の物より品質が劣つていても、栄

次の權威に恐れをなし、心ならずもそのまま受けとつておくという有様であつた。栄次以外にも二三人寄場人足上りで通つて来る男もあつたけれども役人が格別に目をかける訳でもないので従つて栄次ほどには実害を及ぼさないのであつた。目付の内偵書上申の結果、「栄次と申もの不埒之筋有之趣ニ候得は得と取調」べるようにということになつたものの、その結末はどうなつたかは遺憾ながら不明である。註九

上に食事のことをのべて来たので、ここには寄場の全般的な食事についてのべておく。主食は米麦の混炊で、その具體的な量の数字は後述する「経費」の項に大きな関係のあるものであるが、寛政五年(一七)度は一年を平均して一人一日、米三合四勺二才余、割麦二合四勺三才余、米麦計五合八勺六才余、文化十四年(一七)度は同じく、米四合五勺四才余、割麦二合四勺二才余、米麦計六合六勺九才余、弘化二年(四一)度は同じく米二合九勺七才余、割麦二合九勺七才余、米麦計五合九勺五才余、この年、上述のような油絞り人足の待遇問題がおきた後のこととて、油絞り人足に対してのみ増配がなされている。その分、米一合六勺余、割麦七勺六才余、米麦計二合三勺七才余。註九以上の数字は平均であり大体男子一人六合前後、油絞りの人足は八合半位であつたことが分かる。天保十三年当時の規定によると、手明きのままごろごろしている男子は玄米二合一勺六才、白米二合五勺、割麦二合五勺、味噌二十七匁、女子は玄米二合一勺六才、白米二合、割麦二合、味噌二十二匁、手業に従事している場合、男子、玄米二合七勺、白米三合五勺、割麦二合五勺、味噌三十二匁、女子、玄米二合七勺、白米二合五勺、割麦二合五勺、味噌二十七匁、病人の場合、男子、玄米一合六勺二才、白米二合二勺五才、割麦二合二勺五才、味噌十六匁、女子、玄米一合六勺二才、白米一合五勺、割麦二合、味噌十四匁。註九以上の如くであつた。これに加えて、天保十五年の大量逃亡計画発覚後の油絞り人足に対する特配、増配分を考慮にいとると、先づ重労働者にはほぼ一升の支給があつた訳になる。前述の平均値から算出した八合五勺見当よりは、この一升見当という数値に従うべきであろう。副食は朝夕は味噌汁、昼食には多葉粉銭のうちから一日五文ずつ差引いて、香のもの、あるいはいしさかなるお惣菜をこしらえて与えた。日本人の食事に共通なことではあるが、とにかく粗食大量主義であり、蛋白質の供給源を専ら味噌に仰いでいた。これでは空腹を覚える場合が多く、それが恐らくは、前述の栄次のようなダニ的存在をばびこらしめた根本の因の一であつたであろう。しかも右は油絞りの重勞

働に従事するものへの支給である。随つて、一般にはそれ以下で、平均値以下のものも勿論あつた。油絞りの仕事に關聯はあるにしても、油蔵、種蔵の見張番人足、あるいは袋造り、髮結その他の肉体的に樂と考えられる人足に対しては「揚げ底盛相」と唱え、厚さ五分程の板を底に入れ、飯を盛り、病氣と称して仕事を退いた者に対しては底板を二枚入れたので、極くの重病人ででもない限り普通の病人では食事の足りる筈はなかつた。そうしてこの「盛相」に底板を入れ、減しをつける際の出目はどうやら元締役の役得であつたものようである。炊飯用の竈は各部毎に設けられており「一と部屋毎＝人足共之内見立一人ツ、卯時役有之日々元締役より米挽割味噌等同下役立合卯時役受取都て食事拵致」すのであつた。註74)

正月三箇日は、雑煮餅、鮭の塩引などを給し、寄場開場記念日、稻荷祭の日には赤飯、汁、菜を与え、五節句は休業として赤飯を与え、その中の七夕には素麵を出した。また暑中には必ず一度は鱈汁を与え、月見には団子汁が出た。註75)江戸会誌に暑中には日々、辟邪湯を給与したとあるが、辟邪湯の正体は枇杷葉湯註76)であつた。

衣類は寄場入りの際、着用していた物は一切、役所へあづけ、註77)支給された柿色へ水玉模様を白く染出した四季施(仕著)を着用した。この水玉の数も一年毎にすくないものにかえられ、三年を経過すれば無地の柿色となつた。随つて著衣を一見すれば、入所後何年をたつているかが直ぐ分かつた。また役附の人足も無地の衣服であつた。このような生地を以て、冬場は袴、夏場は単衣としてわたした。柿色を採用したのは、既に長谷川平蔵の時からのことらしいがこれが最下等の安染めであつたことと一般人がその著衣に柿色無地などを用いることがなかつたのによつて見えてよい。註78)

ところで、人足達は隙さえあれば脱走を企てて成功する者もあつたし、死亡者も出る。その衣類は年二回入札によつて払下げ、その代金は不淨金と唱えて、寄場で積立てていた。文政五年(二二八)以来、このような払下ぐべき布子、袴、単物の類はなるべく払下げずに困つておいて、人足達の蒲団の修繕切地に用いるようにされた。また寄場入りの際の衣類があまりにもひどい場合はやはりこの年までは洗濯の上、帯地に用いていたのを、これまた蒲団の修理切れとし、帯地の方は、御四季施木綿を以てこれに充てるようにした。この蒲団そのものもこの年迄は一人一枚の支給であつた。(枕は木枕であつた。)勿論、安価なものを購入支給したのであるから一冬もてばよい方で、年々新規購入であつた。それを

この年、五布蒲団を三人につき一枚支給ということに切かえたのである。しかも古綿打直し、表裏とも、使えるだけ古蒲団のかわ、単物地などを利用したものとした。勿論、三人が一枚の蒲団という以上、湿病（皮膚癬湿疹など）の者を健康体と一組にはしなかつた。

役附人足中の頭立つた下物書並に世話役とも五人に対しては従前と同じく、三布蒲団を一人一枚の割で給与した。それ以外の役附人足に対しても追々従前の如く一人一枚支給せんとする方針であつた。

七番部屋に呻吟する重病人に対しては、手業場で藁蒲団をつくらせて、これを用いさせた。註(79)藁蒲団必ずしも悪いものでもなかるうが、いささか非人道的な感がする。

大体この藁蒲団に近い寝子駄は一般に人足部屋の中に敷いていたもので、世話役及び病室のみは無縁の琉球畳を敷いた。註(80)室内には火炉があり、冬季は薪を燃して暖をとらしめ、あるいは喫煙、あるいは煮焼するを許した。註(81)それと同時に毎室とも夜中は殊に火を警しめ、其外取締のため人足二人ずつ不寝番とし、拍子木をうたせた。註(82)人足部屋の戸は当番の元締役立合いで見張鍵役が開いて、人足を出し手業につかしめ、夕刻にはまた人足の著到をつけて部屋の中に入れた。註(83)しかし、日中、手業場には別に締りは無く自由に出入することが出来た。その点が淺草の非人寄場との大きな差異の一つであつた。註(84)

このように割合に人足の取扱いにルーズな点もあつたので逃亡する者もあよいちよい出た。そこで天保十四年(一八四三)には、水玉模様の四季施だけでは、脱ぎすてられると、全く平人と区別する目標がなくなつてしまひ、逃亡者逮捕上困難を感じる。よろしく寛政年中に年限を限り寄場入り仰付けられた人足どもに對して実施したように、男子は片眉剃落し、女子は切禿にすべしとの目附榊原主計頭の意見と、一般にそれ程迄にする必要はなくごく重罪と思われる者のみに実施すれば事足るべしとの町奉行阿部遠江守の考との二説が現れた。寺社、江戸町、勘定三奉行連署の上、阿部遠江守の意見を支持し、この採用方のしかるべきを老中に答申しているのである。結局、死罪に処すべしと寄場脱走防止のためにおどして見ても、脱走する者があるのであるから、かかる眉の剃落しとか切禿にするとかの「異体之嚴法相立候者、好候筋ニも有御座」間敷候間、右目印之儀へ、先ヅ仕来之通」りに据置く方がよろしかろうというに落著したのである。註(85)要するに男女人足何れも髮形などでは常人と何らの差はなく、既婚女子には鉄漿をつけしめた。註(86)

更に病人の取扱方について見ると、重症に罹つた者は七番部屋（あるいは八番部屋）と称せられた病人室に移し、世話役及び平人足のうちより年かさの看護人を選びつけおいて、厚く介抱せしめ、薬餌を与えた。軽症の病人でも自室で服薬せしめ、湿病などを患う者は日々薬湯に浴せしめた。註87年代不詳の人足寄場配置図には同一建物に平湯、薬湯とならべ記入してある。病人の食事は、前述の如く、男子は玄米一合六勺二才、白米二合二勺五才、割麦二合二勺五才、味噌十六匁、女子は玄米一合六勺二才、白米一合五勺、割麦二合、味噌十四匁の給与で（天保十三年当時）註88、よほどの重症でない限り、空腹をしのぎかねた。註89しかし手業による溜銭は病氣の際は引出し、使用するを許し、本人の嗜好に応じ塩梅醬鼓シメジその他を購入せしめた。医師は病人次第に毎日または隔日に来診した。薬物は時価購入で、来診が食事時に及べば寄場経費の中からの費用で、一汁一菜の飯を供した。註90但し、寄場人足の中にも、医師の心得のある者がある場合には、これを利用して、療治に当らせていたものの如くである。註91

これら病人に対する規定を見ると、創立当初の寛政二年（一七九〇）二月二十六日附の松平定信の御渡し註92には、
一、重病又ハ長病之分、溜江預け申付、かろき義ハ寄場にて手当可申付候

とあるが、これは元来、長谷川平蔵の考を上申し、そのように取計らうことになつたものであるが、その後直ぐ平蔵は思い直し、三月二日には、一旦寄場に入れた者をまた溜に入れ非人共に取扱わせるのもいかがであろうし、寄場内の情報註93が溜の方へ漏洩するの恐れもあるから、寄場内に病人小屋一ヶ所補理し、ここで療養させることに致したい。溜より寄場の方が手当もよく行届くから、自然他の人足にも好感を以て迎えられらるであろう。そうすれば経費は寄場ではかさみ、溜では減ることになるが、全体として見る時、やはり大きな節約になると思われ、この思われるというのであつたが、これは朝令暮改の傾きもあるかで、採用とはならなかつた。註94同年十一月の寄場人足御仕置並心得書註95には、

一、癩病又者瘡毒之類、湯治致し度旨相願候ハバ相応之草鞋錢差遣不_レ及_レ伺放遣可_レ申候

と見えている。恐らく寄場に送られて来た連中の中にはこの種の病に罹つていたものが少なくなかつたのであろう。寛政九年（一七九七）度の寄場人足仕置並心得書においても、この箇条はそのまま踏襲せられている。当時これらの病氣は何とも始末に負えず、甚だ責任逃れのようではあつても、ただ寄場から態よく追払う以外にはとるべき方策も見出しえなかつたものであろう。註96

以上の病人に対する扱ひの記述を見ると、いかにも親切で行届いていたように見えるが事実においては必ずしもその通りには行つていなかったのではないかと思われる。

天保改革の際、元町奉行矢部駿河守もその下僚とともに罪をえた程で、封建支配階級にくいこんでいた頽廢の病毒は既に救いがたいものになつていたのである。請託、賄賂の横行は目に余るものがあつた。地獄の沙汰も何とやらで、溜銭でも多く、有効にこれを掛役人に賤しするか、親類縁者で働きかけてくれるような人達があつた場合には比較的よかつたであらうが、さもない場合はよほどひどいものであつたらしい。幕末混乱期においては病室は相当の惨状を呈しておつたと思われる。人足の死亡者も多かつたようである。佐久間長敬の思ひ出「潜陰筆記」によると病室たる八番部屋の「人足に死亡者あれば町方与力見廻りの時に検分したり。病室及死体の有様甚だ不潔にして悪臭あり、今に思ひ出しても不快を覚ゆる程なり。それをしきみの葉を燻べて紛らしたり。室外へ出ると塩を播きたり。」

とあり、悲惨な有様を伝えている。このような死に至る重病者でなくとも、皮癬などの皮膚病の蔓延はひどいものであつたようである。註(96)

死亡者は有宿者は保護者に通告して死骸を引渡し、註(97)無宿者は元締役、同下役のうち鍵役のものが町方与力同心、小人目付と立合検死の上、千住なる回向院の墓地に送つて埋葬する定めであつた。その際、寄場下役一名が差添ひ、人足のうちから手代りとも三人がえらばれて運搬していつた。註(98)

註 (21) 「寄場人足旧記留」所収「人足寄場附屬地之件」享保三年(?)十月、栗田喜兵衛同

(22) 「宝曆現來集」

(23) 註 (21) (22) に同じ。また「張紙留」に

一、人足寄場地所内ニ建置候空米会所御扱之節立合御目付方ニ不構町方計ニ而取計候事、右者寛政十二申年三月取計候事と見えている。

(24) 註 (21) に同じ。

(25) 大田南畝「一話一言」所収「加役方人足寄場絵図」には「二百四十九間五尺七寸」とあり、「安政三年津浪損御普請御用留」の「寄場破損ヶ所書付」には「一、外構丸太矢來寄而長延式百六拾八間」の数字が見えている。なほこの書類は今次の戦火で焼

失したものらしい。いま「日本近世行刑史稿」にひくところによる。以下同じ。

(26) 「江戸会誌」二ノ八

(27) 「市中取締類集」人足寄場ノ部

天保十三年十二月——天保十四年四月、寄場人足相増可差入部屋建増相成候迄無宿引渡取計方之儀調

(28) 六番部屋までであったものが、天保十三年頃一部屋建増しされ、更に同十四年頃もう一部屋建増されたというので筋は通るようであるが、ここに問題がある。「寄場役所、見合物勤仕留」なるものは今次の戦災に遭つたものか、疎開で紛失したかで、刑務協会では見るを得なかつたが、「日本近世行刑史稿」の編者、辻敬助氏の覚書によると、これは享和二年(一八)より文政四年(二一)に至る間の書類を含むという。この中の

覚

人足高百四拾六人

内 五人 下物書并世話役共五人分引

六人 七番部屋重病之者引

メ拾老人

(中略)

午九月

御小人目付中

なる一通の文書によると、既に「七番部屋」とある。享和二年より文政四年の間で「午」の年といえば文化七年(一八)しかない。またこの年のこととして、百四十六人なる人足数は寄場一般の趨勢からして、極めて妥当である。既に寄場創設当時、長谷川平蔵から病人小屋の補理を願出している程であるから、当然、病人部屋も出来ていたと考えられる。ここに考えなければならぬのは、「江戸の華」といわれた火事のことである。「新張紙留」に取められた天保十四年十二月の寺社、江戸町、勘定三奉行の人足目印についての答申意見書中に「文政度、寄場類焼之節諸書物焼失いたし」とある。これは増訂武江年表によれば文政十二年(二九)三月二十一日から二十二日にかけての大火の際と認められる。

また註(27)の文書の続きに、天保十四年二月の下ケ札がついており、それには「去る午年同所焼失」と見える。午年とは天保五年(一八)のことで、二月七日の大火で焼失したものらしい(増訂武江年表)。

元 役

弘化三年(一八)正月の大火でも寄場は類焼の厄にあつて(増訂武江年表)。

こう見て来ると、その時々には復旧建築される際に、予算の關係などがあつて多少部屋数や模様に変更が加えられたことが推察される。「宝曆現来集」の數もまた正しいとすれば、七番部屋まであつたのが、文政十二年焼失後、六番部屋までとして再建されたものと考えられる。同書の自序は天保二年(二一)元旦となつてゐるからである。これも天保五年にまた焼亡、復興された。その後、天保十三年に一棟、更に十四年頃一棟増建されたものとする、年月不祥の「人足寄場配置圖」は圖中に天保十二年創設の油紋部屋が見えていることを考え合わせて、天保十四年以降の物かとも思われる。註(27)の文書では、女無宿を再収容するに當つて、創立当初の女置場に當る女部屋を建てる必要が生じ、繪圖面二枚を相添えて申請したが、御勝手方、御勘定奉行などの評議で、先ず四分の一程に削減され、女部屋と女手業場は差當つては別棟とする必要なく将来、人數が多く手狭になつた場合、女手業場を別棟にしたらよからうとのこと、結局、江戸町奉行遠山左衛門尉、鳥居甲斐守から寄場奉行に「書付一通繪圖面二枚返上」されている。この繪圖面は建築設計圖と考えられるので直ちにその中の一枚が「人足寄場配置圖」であるとは云えないが、あるいはそうであるかも知れない。この圖に「女手業場」が「女部屋」と別に画かれてゐるのであるから、設計圖とも、その後の事実を反映したものとどちらにもうけとれるからである。

さらに安政三年(五八)八月二十五日の大暴風雨の後の寄場奉行安藤伝蔵の報告書(安政三年津浪損御普請御用留)にも、再建には緊縮財政の見地から、差當つて必要度のうすい建物は繰延べにする方針が語られてゐる。その必要再建々策の仕様繪圖面を添えたと断つてあるから、この場合の物であるやもはかり難い。

(29) 前号、本文、四、参照

(30) 註(25) 参照

(31) 「市中取締類集」人足寄場ノ部。天保十三年十一月—十四年二月。人足寄場江無宿女差遣候儀ニ付調。この文書によれば水野の天保改革はここにも影響を与え、江戸町奉行遠山左衛門尉、鳥居甲斐守の手で召捕えられ、視類縁者なく、寄場に収容せねばならぬ女無宿は天保十三年末で十三人あつた。寄場の目算では女人足は先ず百名位に上るだろうとのことであつた。これを再収容するため、長谷川平蔵當時の先例をしらべ取扱い方法をよく判明した。さて男女を同一建物におく訳にも行かず、入浴も刻限を分けたとしても四百人前後の人足達が手業終了後入浴しおえてから、女を入れるとすれば深夜に及び、燃料の失費も多いから、別に風呂をつくる方がよく、ただ薬湯は人數も多くないことであるから、刻限をかえて交替入浴とすればよろしかろう。女部屋は人數も少ないこと故、病室を分けず平人と同一部屋におき、部屋には琉球疊を用いしめよう。などの予定

で、寄場から願を出したものの、すべての方面に互つて削減せられ、女人足収容は二十五名前後を目やすとすべく、建築もそれ相応となり、入浴も燃料節約のねらいもあり、勞々大した手業もさせぬのであるから、隔日又は三日目位でよからうなどとなつて落著いたようである。

(32) (33) (38) 「市中取締類集」人足寄場ノ部所収、「人足寄場御入用」。「東京市史稿」救済篇四、もこれをひく。

(34) 註 (28) 参照

(35) (36) 註 (27) に同じ。

(37) 「寄場人足旧記留」所収、桜井庄兵衛、行方源兵衛連名、「寄場人足共之儀ニ付取計方奉伺候書付」。この文書には「辰三月」とのみあるが、文言中に「天保十二年丑年以前之姿ニ復し」云々と見え、弘化元年たることは明白である。「日本近世行刑史稿」は、この辰年を一つ前の天保三年にあてているが(八頁)これはあやまりである。

(39) 「寄場人足旧記留」所収、文化十年十二月二十八日附文書

(40) 前号註(2)参照。また「江戸会誌」二ノ八。長谷川平蔵の專断的取扱いについては「寄場人足旧記留」中の左の一連の文書が示唆するところあり、又、同じく寛政三年度と思われる「加役方人足寄場江立合候支配之者勤方相伺書付」にもうかがわれる。

八月十日越中守殿御書取写

御口達御書取之趣奉承知候

八月十一日

長谷川 平蔵

間宮諸左衛門

寄場江差遣候無宿共外共三奉行々平蔵江請取候上寄場江差遣来候得共左候而者無益之手数も掛候事ニ候間以来三奉行より直
と寄場江請取候様可被申含候事

間宮諸左衛門殿

評定所一座

無宿召捕御仕置相済候者勿論悪事無之ものも以来都而加役方人足寄場江可遣旨去ル戊二月三奉行江被仰渡有之候ニ付右類是

迄長谷川平蔵江引渡申候然ル処今般平蔵儀人足寄場掛リ相離レ候得共拙者共江無宿引渡方否ニ御差函ハ無之間此上人足寄場江可遣無宿ハ是迄之通平蔵江引渡申候心得ニ而右之趣ニ而構候儀ハ無之候哉否致承知度候 以上

子(寛政4)六月。

七月三日達ス

一三奉行衆

附札

御書面之通ニ而差支無之候 以上

子七月

評定所一座

無宿被召捕御仕置相濟候者ハ勿論惡事無之ものも寄場江被遣候類是迄長谷川平蔵へ御引渡ニ相成候然ル処平蔵儀寄場取扱御免被成候得共組与力同心之儀ハ其候場所附近相勤平蔵義も見廻御仕置筋者唯今迄之通与被仰渡候ニ付御引渡之者有之候ハハ是迄之振合与先達而御達申候併寄場奉行も被仰付候事ニ俾得者以来御引渡者有之候而も渡船等差支も無之候間直々寄場江被遣候而も御差支之義有御座間敷哉与存候此段御問合申候 以上

七月

間宮 諸左衛門

(41) 「江戸会誌」二ノ六。松平太郎「江戸時代制度の研究」上、十六章六節

(42) 「寄場役所、見合物勤仕留」

(43) 註(26)に同じ。

(44) 註(31)に同じ。

(45) 「寄場人足旧記留」文政十年、鎰役勤務法

(46) 註(26)に同じ。

(47) 「安政三年大風雨津浪損御普請御用留」所収、寄場役所向其外御普請御用掛之者御褒美之儀奉願候書付

(48) 「寄場人足旧記留」所収、文化十四年、寄場人足差配人附屋敷内住居為仕候儀申上候書付、同文化五(?)年、差配人勤

向心得方書付

(49) 註(26)に同じ。

(50) 「寄場人足旧記留」所収

(若年寄堀田正敦)

摂津守殿 江 丑 六月

届 (張紙)

寄場奉行

寄場人足

肥後 玄石

丑 三十九

右之者医道心掛候ニ付常々寄場内ニ而療治等為仕見候功者ニ相見其上心底も宜御座候間此度鉄砲洲祖松町江借宅為仕医業可相成程之手当差遣店為持候依之奉入御聴候 以上

丑 六月 (寛政5)

村田 鉄太郎

(51) 「寄場人足旧記留」所収、文化十二年船頭給金

(52) 「公事余筆」理。「日本近世行刑史稿」。「江戸会誌」二ノ八。「江戸時代制度の研究」上

(53) 「寄場人足旧記留」所収、寛政三年、加役方人足寄場江立合候支配之者勤方相伺候書付

(54) 「愛媛県先哲偉人叢書」第二卷「三瀬諸淵伝」

(55) 「憲教類典」。「囚獄留帳書抜」二、も同じ。「徳川禁令考」は引書「憲法類集」とす。

(56) 「安政三年大風雨津浪損御普請御用留」所収、寄場役所雨風破並津波損其外之儀ニ付申上候書付、の中に「陶器焼立場、鉄砲製作場等不残流失」云々の字句がある。

(57) 註(31) (44) に同じ。

(58) 註(26) に同じ。

(59) 「日本近世行刑史稿」

(60) 註(26) に同じ。但し、「日本近世行刑史稿」では「入浴は隔日入浴(暑気厳き節は時)であつた。」という。これは註

(31) の文書に「尤男子同様荒き手業は有之間敷候間風呂之儀は隔日又は三日目位にも入候は、乍聊失費も相減可申哉」とあるところからすれば、男子一般は毎日入浴であつたのではなからうか。勿論経費節減のため、隔日となつたこともあつたらう

が管見の及ぶところでは史料に見当らぬようである。

(61) (63) 「寄場人足旧記留」所収

* 子十二月四日諸左衛門殿寄場御見廻り人足共不彥呼出於役所御同人御出席寄場奉行村田鉄太郎申渡候趣左之通

同済

申渡

其方共手業拵候品相払元入用並一日諸掛リ之内半減引落し相残分へ不残可具遣候其業ニ出精可致候尤與遣候内割合を以役所江預溜銭可致事右溜銭拾貫文ニ至リ候ハ、警引取人無之とも赦免申付候事

但常と手業出精致候者ハ溜銭拾貫文ニ不至候共為褒美拾貫文高手当致赦免申付候事

一、織成手業或ハ藁細工船頭並地所内掃除口持又ハ堀浚等手業ニ無之分も其日之御手当被下候間右ニ准し溜銭致し三貫文以上ニ至リ候ハ、赦免可申付候

但常と出精致し溜銭候者ハ警三貫文以上不至候共為褒美別段手当致し三貫文以上之高ニ致し赦免可申付候

一、世話役小遣外使等之類も溜銭可相成様之手当致し可遣間其旨可存候常と不正之筋も無之謎を守勤方猶宜者相応之手当を以赦免可申付候(下略)

* 「子」年は「日本近世行刑史稿」では文化元年にあてているが、これは寛政四年とすべきであろう。なおこれからんで前号註(1)の文化元年もあるいは寛政四年のこととすべきであるかも知れないが極め手がない。

溜銭については、同じ「寄場人足旧記留」中に

溜銭賞

一、金式朱ト

銭老貫五拾老文

一、金老分ト

銭式貫式百七文

一、金式朱

銭老貫百九拾文

一、銭七拾式文

信濃 八右衛門

筑後 与平次

神田 長五郎

南新堀 伝吉

一、金式朱ト

錢五百六拾文

一、錢八拾三文

八町堀 三

一、錢五百六拾文

相模 彦 八
神田小柳町 七 五 郎

一、金式朱ト

錢貳百拾文

常陸 定 吉
下総千太郎事 庄 蔵

一、錢拾貳文

メ金三分ト

錢四貫九百六拾四文

右之通御座候 以上

戌八月

なる文書が収められている。

(62) 「両溜書留」「市中取締類集」。「東京市史稿」救済篇四もこれをひく。

(64) 「天保十五年幕府取締類集」寄場人足之儀ニ付風聞取探申上候書付

(65) 「寄場人足旧記留」所収
乍恐以書付奉願上候

佃島住吉社裏川岸通地形仕度奉存候前々之通り御人足五六人宛拜借仕度奉存候尤賃錢之儀ハ先達之通御上納可仕間願之通可為

仰付被下置候様奉願候 以上

享和元酉年八月

佃島住吉

寄場御役所

神主 平岡日向

(朱書)

右先例ハ差添下役無之日々人足引渡遣借候処当時ハ差添も無之候而者相成間敷賃錢之義先例一人ニ付九〇ツツニ候処此度凡幾

日程も懸り可申候而申日敷承り可申詮義候事
あるいは矢田挿雲「江戸から東京へ」に見られる石川島燈台構築についての話など参照。

(66) 註 (61) (63) 参照

(67) 「寄場人足旧記留」所収

(68) 註 (37) に同じ。

(69) (71) 註 (64) に同じ。

(70) 註 (54) に同じ。

(72) 註 (32) に同じ。

(73) 註 (31) に同じ。

(74) 註 (64) に同じ。

(75) 註 (26) に同じ。

(76) 「和漢三才図会」山果類、枇杷の条に「倭方有_二枇杷葉湯、治_三食傷及霍乱_一以為_レ妙」とある。「大日本国語辞典」には

(77) 註 (28) 「寄場役所、見合物勤仕留」所収「寛」の続き。「寄場人足旧記留」の中には左の如き、入所時預つた衣類の寛

が収められている。

雑物書付

一、花色木綿単物 一つ

一、同股引 巻足

一、鼻紙袋 内金巻分入 一つ

一、木綿縞著物 巻つ

一、小倉帯 巻切

一、木綿縞裕 一つ

一、木綿縞給羽織 巻つ

一、同裕 巻つ

信濃 八右衛門

神田 長五郎

相州 彦八

八丁堀 三吉

袷帯 袴筋

一、紺木綿単物 一ツ

南新堀 伝 吉

一、木綿縞布子 一ツ

〃袖なし羽織 一ツ

常陸 定 吉

一、衣類無之

筑後 与 平 次

一、右同断

小柳町 七 五 郎

一、右同断

下総千太郎事 庄 藏

右之通御座候 以上

戌八月

(78) 「清陰筆記」

(79) 註(28) (77) 「寄場役所、見合物勤仕留」所収「覚」の続き。

(80) 註(31) に同じ。

(81) (84) 「市中取締類集」 「両溜書留」

(82) 註(26) に同じ。

(83) 「寄場人足旧記留」所収、鎗役勤務法、および「江戸会誌」二ノ八

(85) 「新張紙留」所収、天保十四年十二月二十三日附、榑原主計頭、御目付之節申上候寄場人足目印之儀ニ付、評議仕候趣、申上候書付

(86) (88) 註(31) に同じ。

(87) 「寄場人足旧記留」所収、寛政二年三月二日附、「人足之内病人取扱之儀相伺候書付」同じく、天保十二年十一月二日附「堀田授津守殿荒井甚之丞ヲ以御下有之候御書取写」及び「江戸会誌」二ノ八

(88) 註(31) に同じ。

(89) 註(64)に同じ。

(90) 註(26)に同じ。

(91) 註(50)に同じ。

(92) 註(55)に同じ。

(93) 註(87)のうちの寛政二年三月二日附文書

(94) 「徳川禁令考」所引

(95) 「寄場人足旧記留」所収

無宿 久 米 吉 午廿九

右之者一昨二日御引渡被成候ニ付請取候処右者癩病相煩候者之旨医師申聞候ニ付当人江相糺候処相違無之旨申立候間然処右躰病氣之者是迄寄場用之外江小屋相立差置候仕来ニ御座候処右之者一躰丈夫之者ニ相見候間用外江差出候儀も相成兼取扱差支申候且又右之類病人ハ寄場ニ而療治為致候而半年程相立治し兼候ものハ湯治差遣候儀ニ御座候得共右者儀ハ丈夫ニ相見候間右躰取計ニ難致旁々以差支申候依之其御役所江猶又御引渡申渡奉存候御差支も無御座候ハ御請取被下候様仕度此段御問合申上候以上

午(寛政10カ) 十一月四日

川 村 嘉 吉

下ケ札

御書面之趣致承知候然ル処無宿久米吉儀猶又拙者方江請取候而ハ可引渡引受人も無之もの之儀左候連右躰病氣之者ニ候上者佐州水替人足ニ差遣候儀相成問敷旁々拙者方ニて取計ニハ難致寄場人足共病氣之者も夫々御手当等有之候上ハ孰共其御方ニ而御取計可有之筋与存候依之御挨拶候 以上

午十一月

中 川 飛 驒 守

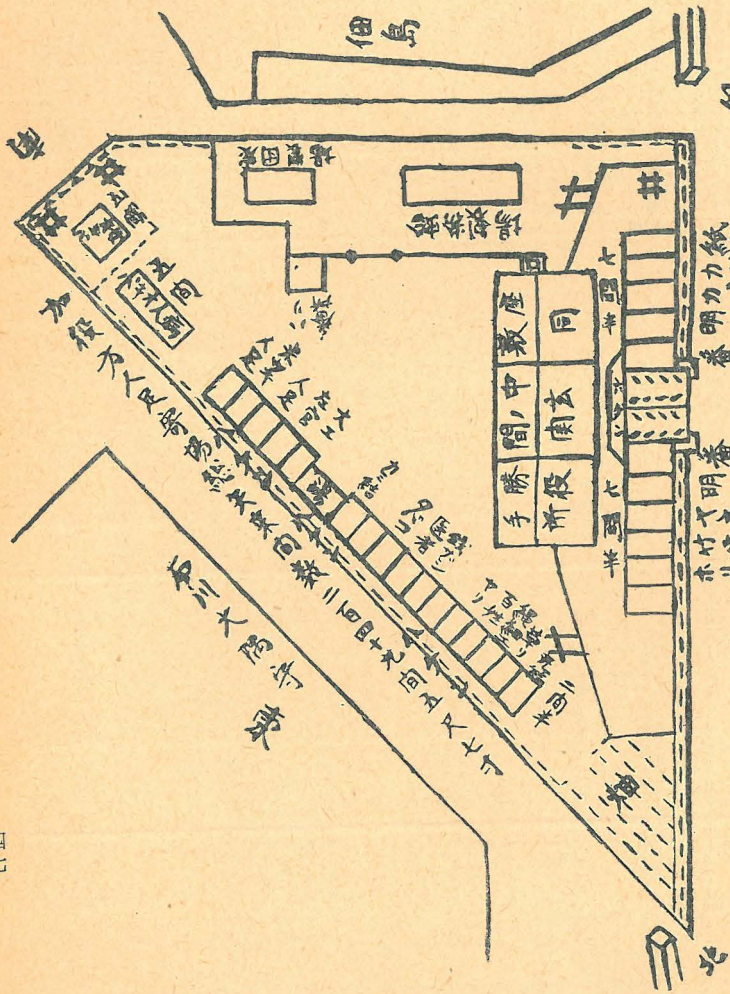
この文章は註(28)にも関係して来よう。

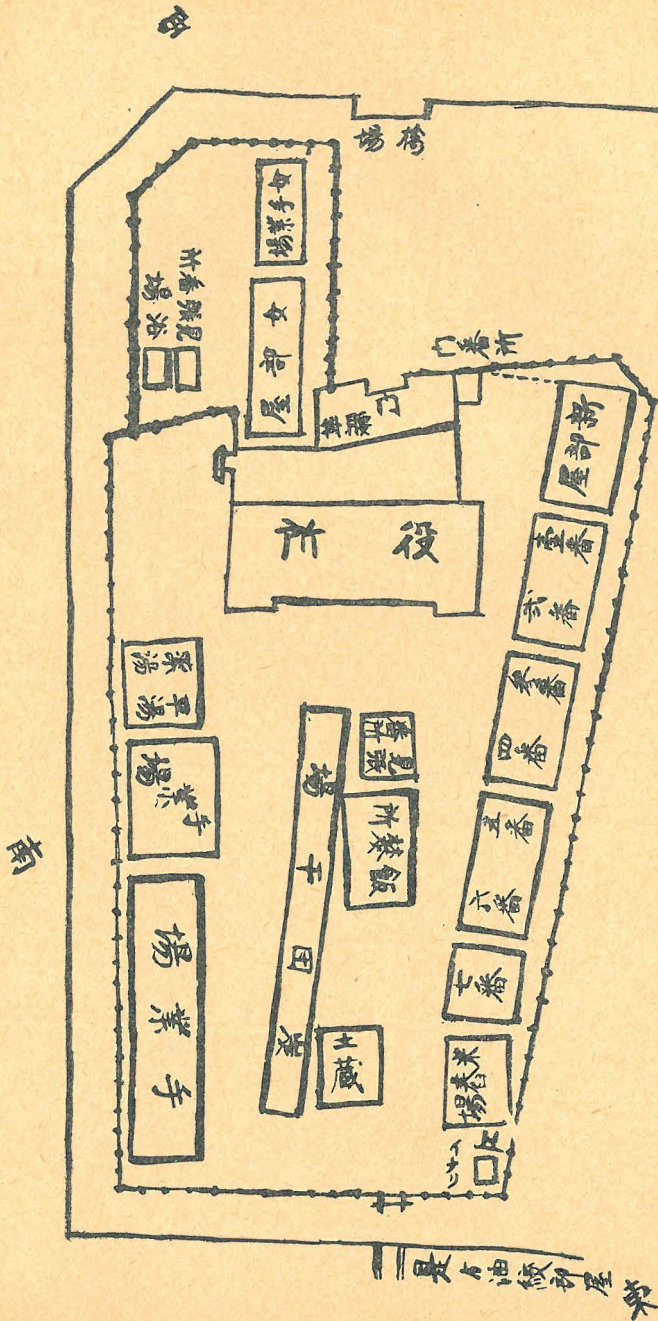
(96) 註(54)に同じ。

(97) 「寄場人足旧記留」所収、死骸引取方願上の文書

(98) 註(26)に同じ。

加役方人足寄場絵図
（一）「詰一言所文」





人定寄場配置図（年代不詳、国会図書館蔵の物にもとづく）